

法人のお客さま

「home でんわ」のお申込みについて

「home でんわ」のご購入を検討いただき、ありがとうございます。法人のお客さまで、「home でんわ」をお申込みの方につきましては、**全国のドコモショップ・量販店[※]、または法人営業担当にて**お受付させていただきます。下記のお手続き方法をご確認の上、お申込みをお願いいたします。

※ 量販店では、一部対象外店舗がございます。

「法人名義における新規契約のお手続き[※]」ページでご案内の他、下記 1 または 2 に該当する場合は追加で書類が必要となります。

※ <https://support.ntt.com/business/f/detail/documentverifying/>

1. 営業所等での利用

法人の確認書類（登記簿謄(抄)本または印鑑証明書）に記載されていない住所（営業所等）で、「home でんわ」を利用する場合、法人名と利用場所の住所が記載されている下記書類のいずれか 1 点をご提示ください。

- 国税又は地方税の領収証書または納税証明書
- 社会保険料の領収証書
- 公共料金（電気、ガス、水道水）の領収証書

<ご注意事項>

お申込み時に、「home でんわ」の設置場所住所の情報をご登録いただく必要があります。

お届けいただいた設置場所住所以外でのご利用はできません。

営業所等でご利用できる固定電話番号は、**設置場所住所に応じた市外局番（03 など）で始まる電話番号**となります。

2. 犯罪収益移転防止法に基づく確認事項

「home でんわ」とあわせて、「**転送でんわ**」をお申込みいただいたお客さま（「home でんわ ベーシック」をお申込みされたお客さまを含む[※]）におきましては、犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）に基づいた確認を実施させていただきます。また、「home でんわ」をご契約後、「転送でんわ」を追加でお申込みいただく場合（「home でんわ ライト」から「home でんわ ベーシック」への変更を含む）も対象となります。

※ 「home でんわ ベーシック」には「転送でんわ」が含まれるため、本確認事項の対象となります。

(1) 法人との関係がわかるもの

- 委任状（必ず社印を押印してください）

委任状のダウンロードはこちら <https://support.ntt.com/business/f/detail/introguideproxy/>

社員証および名刺では受付できません。

(2) その他確認事項

以下について、ご提示または専用帳票にご記入いただきますので、あらかじめご確認の程よろしくお願いいたします。

- お客様の事業の内容（登記簿謄(抄)本または定款の提示）
- 「転送でんわ」の利用目的
- **実質的支配者[※]に該当する個人の氏名、生年月日、住所、法人との関係**

※実質的支配者の概要については別紙 1 をご参照ください。複数名が該当する場合は全員の情報を申告いただきますので、お申込み前に必ずお客様にてご確認ください。

(参考) home でんわお申込み時の確認事項一覧

確認事項		転送でんわを 契約しない場合	転送でんわを契約する場合 (home でんわ ページック含む)
①法人の確認書類 ^{※1}	登記簿謄(抄)本 (現在(履歴)事項証明書)	○	○
	印鑑証明書	いずれか 1 点	いずれか 1 点
②ご契約担当者の本人確認書類	ドコモの定める個人の本人確認書類に順ずる ^{※2}	○	○
③法人との関係がわかるもの	委任状	○ いずれか 1 点	○
	社員証		受付不可
	名刺		受付不可
その他	・事業の内容 ・転送でんわの利用目的 ・実質的支配者の情報 ^{※3}	— (申告不要)	申告必須 「事業の内容」については 登記簿謄(抄)本または 定款を提示 (コピー可)

※ ①～③については原本をご用意ください。

※ 毎月のお支払い手続きに必要なものについては、「法人名義における新規契約のお手続き」ページをご確認ください。

(<https://support.ntt.com/business/f/detail/documentverifying/>)

※1 法人の確認書類に記載されている住所以外で「home でんわ」を利用する場合は、別途補助書類が必要です。

※2 個人の本人確認書類については、「本人確認書類」ページをご確認ください。

(<https://www.docomo.ne.jp/support/identification/#confirmation>)

※3 実質的支配者の概要については別紙 1 をご参照ください。

株式会社 NTT ドコモ
2022 年 7 月版

別紙 1

実質的支配者について

実質的支配者とは、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人のことをいいます。当該個人の「氏名、生年月日、住所」および「法人との関係」をご申告いただきます。

1. 資本多数決法人であるお客さまの実質的支配者

株式会社、投資法人、特定目的会社等



2. 資本多数決法人でないお客さまの実質的支配者

一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、持分会社（合名会社、合資会社及び合同会社）等

